

公的統計の信頼回復に向けた政府の対応・課題

— 公的統計基本計画の一部変更 —

大澤 敦

(前総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 統計制度の概要
 - (1) 統計機構
 - (2) 公的統計基本計画（閣議決定）
 - (3) 公的統計・統計調査
 - (4) 基幹統計調査・一般統計調査
3. 毎月勤労統計等の不適切処理事案と公的統計基本計画の一部変更までの経緯
 - (1) 統計調査等の一斉点検（平成 29 年）
 - (2) 毎月勤労統計の不適切処理事案
 - (3) 基幹統計の点検（平成 31 年）
 - (4) 統計委員会等の検証・対応
 - (5) 公的統計基本計画の一部変更（令和 2 年）
4. 不適切処理事案を受けた統計制度に関する主な国会論議と政府の対応・課題
 - (1) 公的統計の中立性・信頼性の確保
 - (2) 統計機構の一元化
 - (3) 公的統計の行政利用状況の事前把握
 - (4) 統計調査の整理統合
 - (5) 国の統計リソース（予算・人員）の充実、専門人材の確保
 - (6) 地方統計機構の充実、統計調査員の不足への対応
 - (7) ICT・ビッグデータの活用
5. おわりに

1. はじめに

平成 30 年 12 月、厚生労働省の毎月勤労統計において、全数調査とすべきところを抽出

調査として一部実施するなど、長年にわたって不適切な処理が行われていたことが報道された¹。この不適切な処理により、毎月勤労統計を基に給付水準が算出される雇用保険等において、本来より少ない額が給付されていたことが判明し、国民生活に重大な影響が生じる事態となった。

さらに、その後に行われた政府全体の一斉点検の結果、総務大臣が承認した調査計画の内容と異なる内容で調査が行われている事例や公表遅延が継続的に発生している事例が多数の統計で確認され、公的統計に対する国民の信頼は大きく損なわれた。

こうした公的統計の不適切処理事案を受け、政府は、統計委員会等において、検証及び改善策の検討を行い、令和2年6月に「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「公的統計基本計画」という。）の一部を変更する閣議決定を行った。

本稿では、本年で100年の節目を迎える国勢調査が実施される中、改めて、毎月勤労統計等の不適切処理事案の経緯を振り返り、この問題が発覚して以降、国会においてどのような議論が行われたのか、統計制度の見直し等に関する主な議論を紹介し、公的統計の信頼回復に向けたその後の政府の対応や課題について考察する。

2. 統計制度の概要

（1）統計機構

我が国の統計制度は、国の行政機関及び地方公共団体等の公的機関が、それぞれ所管分野の統計を作成する「分散型」の体制となっている。

この中で、総務省は、統計法を所管し、政府全体の統計政策の横断的な調整を行うとともに、国勢統計²や人口推計など、国勢の基本に関する統計を作成している。

また、総務省に設置されている統計委員会は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員（13人以内）により構成され、専門的かつ中立的な第三者機関として、統計制度の発達・改善に関する基本的事項の調査審議等を行う（統計法第44条～第51条）。

地方公共団体（都道府県、市町村）は、独自の統計事業を実施するほか、国の大規模な統計調査の一部事務（統計調査員の指導監督、調査票の配布・回収、審査等）を法定受託事務として行う（同法第16条）。都道府県には、統計主管課が設置され、国の統計調査に従事する統計専任職員（地方公務員）が配置されている。国は、この統計専任職員の配置に係る経費を都道府県に交付している（市町村については地方交付税制度により措置）³。

¹ 『朝日新聞』夕刊（平 30.12.28）

² 総務大臣は、統計法第5条により、本邦に居住している人及び世帯に関する全数調査（国勢調査）を10年ごとに行い、これに基づく統計（国勢統計）を作成しなければならないとされている。

³ 地方統計機構整備要綱（閣議決定）（昭 22.7.11）（抄）

1 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。

2 これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサス的調査の事務を一括して行わしめる。

地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

第10条の4 専ら国の利害に係る事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

（２）公的統計基本計画（閣議決定）

政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計基本計画を定めなければならない（同法第４条）。

公的統計基本計画は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね５年ごとに変更することとされている（同条）。この施策の効果に関する評価は、統計委員会の調査審議を通じて行われる。このため、総務大臣は、毎年度、法施行状況報告を取りまとめ、統計委員会に報告することとされている（同法第５５条）。なお、これまでの計画見直しの経過は、以下のとおりである。

- ・第Ⅰ期基本計画（平成２１年度～平成２５年度）
- ・第Ⅱ期基本計画（平成２６年度～平成３０年度）
- ・第Ⅲ期基本計画（平成３０年度～令和４年度）

※第Ⅲ期基本計画は、１年前倒しで平成３０年度から開始され、令和２年６月に一部変更されている。

（３）公的統計・統計調査

公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」とされ（同法第１条）、「行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する」とされている（同法第２条）。

統計調査とは、「行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査」とされている（同条）。

国の行政機関が統計調査を行う場合には、総務大臣の承認が必要とされる（同法第９条、第１９条）。都道府県及び指定都市^４等が統計調査を行う場合には、総務大臣への届出が必要となる（同法第２４条、第２５条）。また、統計調査を変更する場合にも、それぞれ総務大臣の承認・届出が必要となる（同法第１１条、第２１条、第２４条、第２５条）。

（４）基幹統計調査・一般統計調査

公的統計の中核である基幹統計は、①国勢統計、②国民経済計算、③政策上特に重要な統計等として総務大臣が指定した統計とされる（同法第２条）。

また、行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計の作成を目的とする統計調査が基幹統計調査とされ、基幹統計調査以外の統計調査は一般統計調査とされている（同条）。

基幹統計調査の総務大臣の承認においては、その基準として、調査手法や調査範囲の合理性のほか、調査の対象範囲や期間等が「当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること」とされている（同法第１０条）。総務大臣は、統計委員会の意見を聴き、申請された調査計画を審査する（同法第９条）。

^４ 政令で指定する人口５０万以上の市（統計法第２４条、同法施行令第７条、地方自治法第２５２条の１９）

図表 1 基幹統計一覧（計 53 統計）

府省名	基幹統計名	府省名	基幹統計名
内閣府	国民経済計算（注1）		農林業構造統計
総務省	国勢統計	農林水産省	牛乳乳製品統計
	住宅・土地統計		作物統計
	労働力統計		海面漁業生産統計
	小売物価統計		漁業構造統計
	家計統計		木材統計
	個人企業経済統計		農業経営統計
	科学技術研究統計	経済産業省	経済産業省生産動態統計
	地方公務員給与実態統計		ガス事業生産動態統計
	就業構造基本統計		石油製品需給動態統計
	全国家計構造統計		商業動態統計
	社会生活基本統計		経済産業省特定業種石油等消費統計
	経済構造統計（注2）		経済産業省企業活動基本統計
	産業連関表（注1）（注3）		鉱工業指数（注1）
人口推計（注1）	国土交通省	港湾統計	
財務省 法人企業統計		造船機械統計	
国税庁 民間給与実態統計		建築着工統計	
文部科学省		学校基本統計	鉄道車両等生産動態統計
		学校保健統計	建設工事統計
		学校教員統計	船員労働統計
		社会教育統計	自動車輸送統計
厚生労働省		人口動態統計	内航船舶輸送統計
		毎月勤労統計	法人土地・建物基本統計
		薬事工業生産動態統計	
	医療施設統計		
	患者統計		
	賞金構造基本統計		
	国民生活基礎統計		
生命表（注1）			
社会保障費用統計（注1）			

（令和元年5月24日現在）

（注1）基幹統計のうち、「統計調査以外の方法により作成する統計」（いわゆる加工統計）に該当する。（計6統計）
（注2）経済構造統計は、総務省及び経済産業省の共管である。
（注3）産業連関表は、総務省の外、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省も作成者となっている。

（出所）総務省資料より作成

3. 毎月勤労統計等の不適切処理事案と公的統計基本計画の一部変更までの経緯

（1）統計調査等の一斉点検（平成 29 年）

平成 28 年 12 月に経済産業省は、繊維流通統計調査（一般統計調査）について、同調査の請負先からの連絡を端緒として調査を行った結果、「過去に企業から回答があった数値を、長期間にわたりそのまま使用していたことが確認された」と公表した⁵。

これを受け、平成 29 年 1 月に総務省は、基幹統計調査・一般統計調査（372 調査）及び統計調査以外の方法により作成する基幹統計（5 統計）について、各府省に点検・報告を求め、同年 4 月に点検結果を統計委員会に報告した⁶。同点検結果では、「繊維流通統計調査のように公的統計の信頼を損なうような例はなかった」とされたが、「承認された調査計画の内容と実際の内容との間に相違があり、手続上の問題がある例は 372 調査のうち 138 調査」とされ、公表遅延等の問題が明らかとなった。

なお、この時点で既に不適切な処理が行われていた毎月勤労統計（後述）について、厚生労働省は、本一斉点検において、「特段問題なし」との回答を行っていた⁷。

⁵ 経済産業省「「繊維流通統計調査」における不正確な数値の公表について」（平 28. 12. 26）
（経済産業省ウェブサイト<<https://www.meti.go.jp/statistics/sei/seni/>>）（以下、URL の最終アクセスは、いずれも令和 2 年 9 月 11 日である。）

⁶ 総務省「統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検の結果について」（平 29. 4. 20 第 108 回統計委員会）（総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/000480874.pdf>）

⁷ 厚生労働省毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事

(2) 毎月勤労統計の不適切処理事案

厚生労働省は、毎月勤労統計について、平成30年1月から、毎年3分の1ずつ標本を入れ替えるローテーション・サンプリングを導入した。この切替えにより、数値の段差が生じたため、統計委員会は、同年8月及び9月に厚生労働省から説明を聴取した。これに対し、厚生労働省は、数値の段差の要因として、サンプル入替えと労働者数推計のベンチマークの更新を挙げた⁸。

その後、同年12月に統計委員会から、「規模500人以上の事業所の数値について、本来であれば全数調査であるため、ローテーション・サンプリング前後で段差が生じることはないにもかかわらず、実際には段差が生じている」との指摘がなされた。これを受け、厚生労働省は、東京都の「500人以上規模の事業所」について、調査計画（総務大臣承認）によって定められている全数調査ではなく、抽出調査を行っていることを明らかにしたところ、統計委員会委員長は、「大きな問題ではないか」と指摘した⁹。

なお、東京都における「500人以上規模の事業所」の抽出調査は平成16年から行われ、平成29年までは統計処理（復元）も行われていなかった¹⁰。

(3) 基幹統計の点検（平成31年）

平成31年1月に総務省は、毎月勤労統計における不適切事案を受けて、各府省において実施した基幹統計の点検の結果を取りまとめ、公表した¹¹。同点検結果では、「毎月勤労統計のように、承認された計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題のある事案はなかった」としたが、22の基幹統計において、一部集計・公表が行われていないものや公表期日の遅延など手続等の問題があるものとされた。

さらに、同月に厚生労働省は、賃金構造基本統計（基幹統計）においても、調査計画上、調査員調査とされているにもかかわらず、実際には郵送調査を実施し、調査対象の範囲も一部で調査計画と異なっていること等を総務省に追加報告し¹²、合計23の基幹統計で問題が明らかとなった。

(4) 統計委員会等の検証・対応

統計委員会は、「点検検証部会」を設置し、平成31年2月から、不適切事案の再発防止

実関係とその評価等に関する報告書」11頁（平31.1.22）

⁸ 厚生労働省「毎月勤労統計におけるローテーション・サンプリング（部分入替え方式）の導入に伴う対応について」（平30.8.28第125回統計委員会）

（総務省ウェブサイト〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000571393.pdf〉）

厚生労働省「毎月勤労統計：賃金データの見方～2018年1月に実施された標本交替等の影響を中心に～」（平30.9.28第126回統計委員会）

（総務省ウェブサイト〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000576510.pdf〉）

⁹ 厚生労働省毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」13頁（平31.1.22）

¹⁰ 同上15頁、27頁

¹¹ 総務省「基幹統計の点検及び今後の対応について」（平31.1.24）

（総務省ウェブサイト〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000596373.pdf〉）

¹² 総務省「基幹統計の点検の取りまとめ結果（追加）についての公表」（平31.1.28）

（総務省ウェブサイト〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shingi05_01000026.html〉）

等を目的として、全ての基幹統計及び一般統計を対象とし、点検・検証を開始した。

また、賃金構造基本統計については、「統計値の問題というよりは、行政のやり方の大きな問題があったことから総務省行政評価局に調査を担当させる」(安倍内閣総理大臣(当時)答弁¹³)とされた。これを受け、総務省は、同年3月に「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」を取りまとめ、厚生労働省の「遵法意識の欠如」を指摘し、ガバナンスの強化、統計調査の実施方法・体制の改善等を求めた。

その後、統計委員会は、令和元年9月に「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」(以下「再発防止策」という。)を取りまとめ、総務大臣に建議した。この中では、①統計作成プロセスの適正化(調査担当から独立した分析的審査の実施、統計の仕様・品質に関する情報開示等による外部検証可能性の確保)、②誤り発生への対応(対応ルールの策定、調査関係データの保存)、③調査実施基盤の整備等の改善策が示された。

さらに、政府の統計改革推進会議¹⁴は、新たな統計行政の在り方について、「統計行政新生部会」を設置して検討を行い、同年12月に「統計行政の新生に向けて」(以下「総合的対策」という。)を取りまとめた。この中では、統計行政のハブ機能の強化による一体性確保、統計データアナリスト等の業務資格新設・各府省配置義務化などが提言された。

(5) 公的統計基本計画の一部変更(令和2年)

政府は、上記の再発防止策や総合的対策を踏まえ、令和2年6月に公的統計基本計画の一部を変更する閣議決定を行うとともに、総合的対策で示された取組について、改革工程表を策定している。

図表2 公的統計基本計画(一部変更)概要

＜計画の変更内容(ポイント)＞	
◎	再発防止策・総合的対策の提言内容の盛り込み
①	品質確保に向けた取組の強化 ・PDCAサイクルの確立、第三者監査の導入等を通じて、統計作成プロセスの改善を図る。
②	統計の重要度に応じたメリハリのある管理 ・基幹統計とそれ以外の統計に係る範囲の再検討のほか、一般統計調査について重要度に応じた区分を行い、区分に応じた管理を行う。
③	各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援 ・総務省の統計部局が各府省を支援するとともに、各府省統計部局においても統計に係るハブ組織として省内支援を行う。
④	専門性を有する人材の確保・育成 ・統計業務資格保有者(統計データアナリスト等)の認定・活用により、各府省等の統計作成・データ利用の水準の底上げを図る。
⑤	職場風土等の確立 ・統計行政の目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則、統計職員の行動理念を策定する。
※	総務省としては、政府統計全体のハブ機関として、「各府省の統計作成プロセスに対する支援」、「専門人材の派遣」、「統計データアナリストの育成」等の取組を通じて各府省をサポートしていく。

(出所) 総務省資料

¹³ 第198回国会参議院予算委員会会議録第1号18頁(平31.2.6)

¹⁴ 統計改革推進会議は、「抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備等を政府が一体となって強力に推進するために必要な検討を行うこと」を目的として、平成29年2月から開催されている。同会議は、内閣官房長官を議長とし、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、日本銀行総裁及び有識者を構成員としている。

4. 不適切処理事案を受けた統計制度に関する主な国会論議と政府の対応・課題

(1) 公的統計の中立性・信頼性の確保

公的統計の不適切処理事案が明らかとなったことを受け、国会においては、その経緯・原因等を検証する議論の中で、公的統計の中立性・信頼性確保の重要性について、与野党を問わず、多くの指摘がなされた¹⁵。

経済統計学会から統計委員会委員長に対して出された声明では、「政治権力から独立でなければならないという近代統計の原点に立ち返り、また統計の真実性の確保という戦後の統計法に精神に思いを致し、公的統計の社会的使命を改めて確認するよう願う」との要請も行われた¹⁶。

これらの指摘に対し、総務省は、「統計法第3条第2項のとおり、公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならないものであり、その基本理念を徹底していく」との旨を答弁した¹⁷。

さらに、統計改革推進会議が示した総合的対策において、「政府統計は、国民の税金で調査、作成される統計として、誰もが容易に利用できる公共の情報インフラとして重要な役割を担っている」とし、「統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するようになることはもとより、それにとどまらず、自信と誇りを持って職務に邁進することができるような職場風土の確立、職員の意識改革を進める」とされた¹⁸。

また、公的統計基本計画では、「統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める」とされているが¹⁹、これらの原則や理念をいかに徹底し、実効性を確保していくのか、今後の更なる取組が重要となる。

(2) 統計機構の一元化

統計委員会は、「分散型」とされる我が国の統計機構において、「統計整備の司令塔機能の中核を成す組織」とされている²⁰。

これに対し、国会では、今回の不適切事案を受け、「司令塔機能の中核としての役割が果たせなかったからこういうことになっていたのではないか。これは長年にわたってずっと続いてきたことで、統計委員会も全く見抜けていなかった」とし、「統計行政の一元化というのを真剣に検討してもいいのではないか」との旨の指摘がなされた²¹。

また、「統計委員会の位置づけそのものに問題があるのではないか。公正取引委員会とか

¹⁵ 第198回国会参議院本会議録第3号8頁(平31.1.31)、同国会衆議院総務委員会議録第3号45頁(平31.2.19)、同国会参議院総務委員会会議録第6号15頁(平31.3.20)等

¹⁶ 経済統計学会「厚生労働省の統計法違反をめぐる経済統計学会からの声明」(平31.2.21)
(総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/000605048.pdf>)

¹⁷ 第198回国会衆議院総務委員会議録第5号43頁(平31.2.26)

¹⁸ 統計改革推進会議統計行政新生部会「統計行政の新生に向けて」1頁、22頁(令元.12.24)

¹⁹ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)86頁(令2.6.2)

²⁰ 第166回国会参議院総務委員会会議録第14号1頁(平19.5.10)(平成19年統計法改正の趣旨説明)

²¹ 第198回国会参議院総務委員会会議録第6号21頁(平31.3.20)

個人情報保護委員会のような3条委員会²²、そして常勤の委員、委員長を選任する、そういう委員会にすべき」との旨の意見もあった²³。

さらには、「官庁統計の専門性の確保あるいは整合的な体系の構築、これをしっかり重視して、統計庁をつくるという方向を考えていくべき」との旨の提案もあった²⁴。

これらに対し、総務省は、「昨年、統計法が改正された²⁵。ここにおいて、統計委員会の機能が強化され、総務大臣の諮問によることなく自律的、機動的に意見を述べることができるようになった。さらには、各府省内の統計部門を束ねて統計委員会と調整、連携を行う統計幹事を設置した。これからは、こうした機能を十分に活用することにより、分散型の統計機構の中でも総務省が中心となって、その一体性の確保と意思疎通の促進を図っていく」との旨を答弁した²⁶。

また、公的統計基本計画では、「統計委員会を中心とする司令塔機能の強化に加え、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが『中央統計機構』として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行う」とし、「各府省は、統計調査の実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映するP D C Aサイクルの仕組みを整備する」としている²⁷。

統計機構の分散型と集中型には、メリット・デメリットがある。今回の政府の改善策は、総務省及び統計センターによる各府省への支援にとどまるが、分散型のメリットを生かしつつ、デメリットをいかに最小化できるのか、今後の取組の真価が問われる。

図表3 統計機構のタイプ

	分散型	集中型
仕組み	それぞれの行政機関に統計の機能を分散させる。	統計を一元的に一つの機関（例えば中央統計局）に集中させる。
メリット	・行政ニーズに的確、迅速に対応することが可能 ・所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用できる。	・統計の専門性をより発揮しやすい。 ・統計の整合的な体系が図りやすい。
デメリット	・統計の相互比較性が軽視されやすい。 ・統計調査の重複や統計体系上の欠落を招きやすい。	・行政ニーズを的確、迅速に反映した統計調査が行われにくい。 ・所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用しにくい。
外国の例	アメリカ	カナダ、オーストラリア

(出所) 総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2-1.htm>

²² 国家行政組織法第3条及び内閣府設置法第64条に規定されている委員会である。「3条委員会」と呼ばれ、「それ自体として、国家意思を決定し、外部に表示する機関」とされている(塩野宏『行政法Ⅲ』(第4版)(有斐閣、平成24年)74頁)。これに対し、国家行政組織法第8条及び内閣府設置法第37条・第54条に規定されている審議会等のいわゆる「8条委員会」は、調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどる合議制の機関とされ、統計委員会はこれに該当する。

²³ 第198回国会衆議院総務委員会会議録第5号18頁(平31.2.26)

²⁴ 第198回国会参議院予算委員会会議録第5号35頁(平31.3.6)

²⁵ 平成30年3月に統計法等改正案が提出され、同年5月に成立した(平成30年法律第34号)。

²⁶ 第198回国会参議院総務委員会会議録第3号3頁(平31.3.12)

²⁷ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)31頁、38頁(令2.6.2)

（３）公的統計の行政利用状況の事前把握

毎月勤労統計の不適切処理事案では、政府内における同統計の利用状況が把握されておらず、数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

これについて、国会では、「基幹統計、一般統計がそれぞれ何を試算する際にどういうロジックで用いられるのか聞いたら、何と把握されていないということである。各省庁内でどんな使われ方をしているのか、どの数字がどの指標を導く際に用いられるのか、マトリックスはないのかと言ったら、ないと言われた。このままでいいのか」との旨の指摘がなされた²⁸。

その後、統計委員会において検証が行われた結果、「統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でどのように利用されているか十分に把握できていないことが確認された。このような状況では、結果数値等の誤りが発見された場合、迅速かつ的確な対応ができないことが危ぶまれる」とされ、その改善策として、「政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや結果数値等の誤りを発見した際の連絡ルールを定め、誤り発見時にその影響を迅速・正確に把握して適切に対応できる仕組みを整備する」とされた²⁹。

公的統計は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（統計法第1条）とされており、行政における利用の状況については、政府内での把握にとどまらず、国民に対して、広く情報提供を行うことが求められよう。

（４）統計調査の整理統合

公的統計の作成に当たっては、社会経済情勢の変化に伴って生ずる統計ニーズに的確に対応することが求められる。一方で、統計ニーズに対応するため、報告者に過度な負担を強いることは、統計調査への協力意識の低下、ひいては、統計調査の精度に影響を及ぼす。

この統計調査の在り方について、国会では、「重複や無駄がいっぱいある。それをどこかで調べて、きちっと整理し、本当に必要なものは力を入れるし、そうでないものはまとめたりやめたり、そういうふうの実質的なことをやらないと、統計の地位向上にはならない」との旨の指摘がなされた³⁰。

これについて、公的統計基本計画では、「社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不断の見直しが必要である」とし、「作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、統廃合や作成周期の見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応じた管理を行う」とされた³¹。

これを受け、現在、政府では、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直しや基幹統計の対象の絞り込み等の検討が行われており、今後の議論の動向が注目される。

²⁸ 第198回国会参議院決算委員会会議録第8号16頁（令元.5.22）

²⁹ 統計委員会「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（建議）8頁（令元.9.30）

³⁰ 第198回国会参議院総務委員会会議録第3号23頁（平31.3.12）

³¹ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（閣議決定）32頁、33頁（令2.6.2）

（５）国の統計リソース（予算・人員）の充実、専門人材の確保

日本統計学会は、毎月勤労統計の不適切処理事案に対する声明において、我が国の公的統計について、「近年の行政改革の過程で予算および人員が削減される中で品質の維持が懸念されていた」との意見を表明した³²。

国会においても、「一連の行政改革の推進により、目先のコスト圧縮というものが先行して、統計部門が軽んじられた傾向があるのではないか。人員と予算を大幅に減少させてきた面があれば、政治の責任にも帰結をするところがあるのではないか。既存の統計リソースについても再配分や手法の見直しなど、時代の変化に合わせた柔軟な見直しが必要である」との旨の指摘があった³³。

これについて、西村清彦統計委員会委員長（当時）は、「今回の毎月勤労統計の事案は、過去 20 年以上の間に生じた統計部署の体制の弱体化という深刻な問題の氷山の一角である」とし、その重要な問題点として、「第一は、統計の専門的知識を持つ統計の専門家が不足しており、その結果、様々な初歩的な誤りがあるまま放置されていたこと。第二に、管理職の能力が不足しており、統計作成実務をしっかりとチェックしていく専門的能力や職場の実情把握力が不足していたということ」を挙げた³⁴。さらに、同委員長は、「日本の統計の最大の問題というのは、専門性が十分にできる前に人材が動いてしまうということである。それが国際的にも非常に悪い影響を及ぼし、国際的な統計の論議に関して日本から積極的な説明をする人が育成されないということになっている」との旨を指摘した³⁵。

これらの指摘に対し、公的統計基本計画は、一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者を「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」として認定する業務資格を設けるとするとともに、各府省は、「所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する」とした³⁶。

また、政府は、統計に関する官民コストを 3 年間で 2 割削減することを目標としてきたが、公的統計基本計画においては、「引き続き、その実現を図る」としつつ、「統計改革の取組や、再発防止策及び総合的対策を踏まえた新たな取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外」とした³⁷。

総務省は、このコスト削減の取組について、「単なる人員の削減を行うものではない」としているが³⁸、国の統計職員数は、令和元年度 6 人増、令和 2 年度 4 人増で微増にとどまっております（図表 4）、上記の日本統計学会が声明で求めている「統計を軽視する傾向を改めるように我が国の統計機構を強化すること」が実現できるのか、政府の取組が問われる。

³² 日本統計学会「厚生労働省毎月勤労統計調査における不適切な方法による調査に関する声明」（平 31. 1. 28）（総務省ウェブサイト〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000597498.pdf〉）

³³ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 3 号 2 頁（平 31. 3. 12）

³⁴ 第 198 回国会参議院総務委員会会議録第 4 号（その 1）11 頁（平 31. 3. 14）総務省答弁

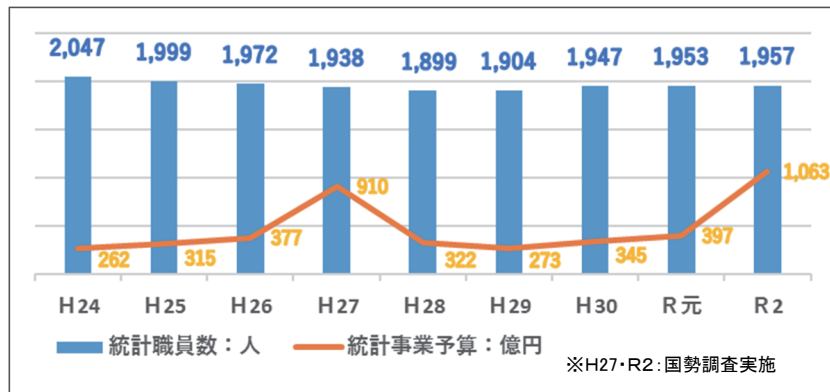
³⁵ 第 198 回国会衆議院総務委員会会議録第 3 号 45 頁（平 31. 2. 19）

³⁶ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（閣議決定）85 頁（令 2. 6. 2）

³⁷ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（閣議決定）33 頁（令 2. 6. 2）

³⁸ 第 198 回国会衆議院内閣委員会会議録第 3 号 29 頁（平 31. 3. 6）

図表4 国の統計職員数と統計事業予算の推移



(出所) 総務省資料より作成

(6) 地方統計機構の充実、統計調査員の不足への対応

国の大規模な統計調査において、調査票の配布・回収等の統計業務は、地方公共団体及び統計調査員が主として担っている。

国会では、国庫負担によって配置されている都道府県の統計専任職員について、「国の定員合理化計画に準じて地方の統計専任職員も減り続けるということになっている」との旨の指摘がなされた³⁹。

また、「元々調査員の不足、調査員の高齢化⁴⁰というのはずっと前から指摘している、そして今回の統計不正で更にそれに拍車がかかる可能性がある、そういう状況で何の対応も打っていない」との旨の指摘がなされた⁴¹。

統計委員会は、「都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する」とした⁴²。この一方で、公的統計基本計画においては、「総務省は、地方公共団体の統計職員の業務の標準化や、その地域の事情等を踏まえた弾力的な人員の配置を支援する」ことにとどまる⁴³。このため、都道府県統計専任職員の定数は、依然として減少が続いており、令和2年度は、前年度比1人減の1,634人となっている(図表5)。

また、統計調査員についても、同基本計画では、「確保・育成や処遇改善、負担軽減等に関する取組を継続的に実施しているが、顕著な効果が現れているとは言えない」として、「引き続き統計調査員の確保・育成に取り組む」としているが⁴⁴、本年秋の国勢調査において、以前から続いている調査員の担い手不足に加え、新型コロナウイルスの感染不安も重

³⁹ 第198回国会衆議院内閣委員会議録第3号30頁(平31.3.6)

⁴⁰ 登録調査員(統計調査員となる意思を有する者として、あらかじめ登録された者)の61歳以上の割合は、平成17年度の約4割から平成27年度には約6割となっており、高齢化が急速に進んでいる(総務省「統計調査員の活動環境の改善と確保・育成について」(平29.9.7統計委員会旧基本計画部会第7回共通基盤ワーキンググループ会合))。(総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/000506448.pdf>)

⁴¹ 第198回国会参議院総務委員会議録第5号8頁(平31.3.19)

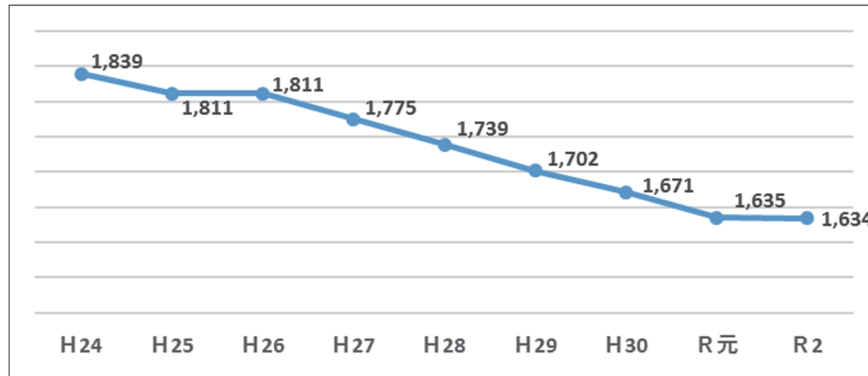
⁴² 統計委員会「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」(建議)10頁(令元.9.30)

⁴³ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)40頁(令2.6.2)

⁴⁴ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)41頁(令2.6.2)

なり、約 70 万人の調査員が必要とされるところ、約 61 万人にとどまる見通し⁴⁵となるなど、調査実施基盤の脆弱化による統計精度の低下が懸念されており⁴⁶、公的統計を支える地方統計機構・統計調査員の充実強化について、早急な対応が求められる⁴⁷。

図表 5 都道府県統計専任職員定数の推移



(出所) 総務省資料より作成

(7) ICT・ビッグデータの活用

統計作成の効率化や報告者の負担軽減、さらには、統計調査員の不足に対応するため、ICT・ビッグデータの活用が求められる。

国会においては、「毎勤統計の問題も、本来は全数調査すべき大規模事業所について抽出調査に変えていた。その理由として、都道府県とか事業所の負担軽減というのが理由というふうに調査報告ではされている⁴⁸。デジタル時代に合わせた統計調査の見直しは急務」との旨の指摘がなされた⁴⁹。

これについて、統計委員会から示された再発防止策では、オンライン調査の導入を一層推進するとともに、「ICTを最大限活用して、調査票の回収、審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて、業務特性を踏まえつつ可能な限り職員等による手作業のデジタル化を進める」など、ICTを活用した業務プロセスの見直しを行うとされている⁵⁰。

さらに、ビッグデータ等の活用について、公的統計基本計画では、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進するため、「活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装すること、これまで統計作成に用い

⁴⁵ 『東京新聞』（令 2.9.2）

⁴⁶ 『読売新聞』（令 2.7.27）

⁴⁷ 国勢調査の調査員の選考に際し、市町村の税務関係職員は、調査票が徴税の資料として利用されるとの誤解を招く懸念から、調査員の業務に従事することは避けることとされていたが、地方分権改革における地方からの提案により、令和2年の国勢調査から、税務関係職員も調査員として従事することが可能となるよう要件が緩和されている（「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）15頁（令元.12.23））。

⁴⁸ 厚生労働省毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」15頁（平 31.1.22）

⁴⁹ 第198回国会参議院総務委員会会議録第6号22頁、23頁（平 31.3.20）

⁵⁰ 統計委員会「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（建議）3頁、4頁（令元.9.30）

られてこなかった民間データについて、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行うことが必要として、令和4年度末までに一定の結論を得るとしており⁵¹、今後の議論が注目される。

5. おわりに

毎月勤労統計における不適切処理事案を発端として、公的統計に対する国民不信の高まりは、極めて憂慮すべき状況となった。

これを受け、参議院では、平成29年度決算の議決において、内閣に対する警告として、「全府省庁における統計に対する検証と再発防止を徹底した上で、統計行政を立て直し、統計に対する信頼回復に努めるべきである」としている⁵²。

また、北村行伸統計委員会委員長は、公的統計基本計画の一部変更にあたり、「今回の基本計画の変更が掛け声倒れに終わらないように、統計制度を所管する総務省、そして、統計を作成する各府省が一体となって変更後の基本計画を着実に推進していくことを、政府に対して強く要請する」としている⁵³。

さらに、統計委員会は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している状況を受け、令和2年7月の建議において、「政府統計は、継続性が重要であり、とりわけ今回のような状況下では、社会経済の急激な変化を正確に捉え、政策立案や民間の経済活動の判断材料を迅速に提供することが一層求められる」としている⁵⁴。

このように、現下のコロナ禍において、迅速かつ適切に現状を分析して対策を講ずることが更に必要とされており、公的統計の果たすべき役割は、ますます大きくなっている。今後の社会の状況を見通すことが難しく、国民の不安が大きくなる中、政府が従前から掲げる「証拠に基づく政策立案」(EBPM⁵⁵)の確実な実行と冷静な判断が、より一層、求められよう。

公的統計基本計画の一部変更を始めとした政府の取組が、公的統計の正確性確保、さらには信頼回復につながるのか、今後の動向を注視していく必要がある。

(おおさわ あつし)

⁵¹ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)24頁、70頁(令2.6.2)

⁵² 第198回国会参議院本会議録第26号3頁(令元.6.14)

⁵³ 北村統計委員会委員長談話「「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について」(令2.5.1)
(総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/000686031.pdf>)

⁵⁴ 統計委員会「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」2頁(令2.7.31)

⁵⁵ Evidence-based Policy Making の略。平成29年5月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は、「政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない」(同宣言・計画24頁)とし、EBPMを推進するとしている。